

「事業計画における目標計画案」に関する意見募集の結果について

2023年度より導入される新たな託送料金制度（レベニューキャップ制度）に基づき、「事業計画における目標計画案」について、2021年12月22日から2022年1月31日までステークホルダーの皆さまに広くご意見を募集いたしました結果、91件のご意見をいただくことができました。数多くの貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

いただいたご意見およびご意見に対する考え方については、以下のとおりです。なお、いただいたご意見は、趣旨が変わらない範囲で要約等している場合があります。また、目標項目の分類について、ご意見の内容を踏まえて変更している場合があります。

当社は、ステークホルダーの皆さまからいただいた貴重なご意見を活かしつつ、今後も積極的な対話活動等を通じて得られるご意見を参考にして事業活動を進めてまいります。

1. 顧客満足度の向上（53件）

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	託送料金の請求・通知、電力量確定通知などの各サービスに関して、個々のオペレーションの詳細・ルール（レベル）を含め、全電力送配電会社で統一したサービスを目指してほしい。	託送料金の請求に関するサービス向上に向けて、他一般送配電事業者と協調し、いただいたご意見を参考にして検討してまいります。なお、請求書の様式、項目につきましては、2023年10月のインボイス制度開始時期に合わせ、統一する方向で検討してまいります。また、請求情報のAPI連携※についても検討してまいります。 ※API連携…システム同士を連携させることでサービスの提供を容易にする仕組み。
2	託送料金等の請求では、請求単位、様式、項目、ファイル命名規則、公開場所、請求タイミング、請求回数を10社統一してほしい。	
3	現状、各地域の一般送配電事業者の請求書等様式が異なっており、本項は新電力側の業務負担低減のために、この様式を統一してほしい。	
4	請求書様式の統一、口座振替の導入を実施いただいた上で、更なる業務効率化の一環として請求情報のAPI連携を実施してほしい。	
5	一般送配電事業者より発行いただく各種請求書について現状よりも早いタイミングで提供してほしい。また、同一タイミングで発行いただく請求書を集約し一括回答してほしい。	
6	託送料金の支払いについて口座振替を早期に導入してほしい。	託送料金のお支払い手続きの簡便化・サービス向上に向けて、口座振替の導入を検討してまいります。
7	託送料金等の支払い方法を口座振替に対応してほしい。	
8	託送請求の支払い方法を口座振替に早急に対応してもらいたいため、改修費用も見込んでほしい。	
9	現状、検針・計量日ごとに発行される請求書を	

	ご意見	ご意見に対する考え方
	リアルタイムで都度確認し、処理を行う新電力側での業務負荷が高いことに加え、請求書の確認漏れ等の人為的なミスにより支払いが遅延する可能性がある。本項は業務負荷の低減、また万が一のお支払い漏れを無くすために、口座振替を導入してほしい。	
10	「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ（案）」P5、(b) 目標設定_① 目標設定に当たっての基本的な考え方_ (i) 達成すべき具体的な目標項目①～⑦も踏まえ記載する。②再エネ導入拡大、③サービスレベル向上の点では、自己託送などによる再エネ大量導入のための技術的課題の解消、低圧部分供給のためのシステム課題の解消、各種手続きのワンストップ化などの利便性向上について検討してほしい。	自己託送等による再エネ大量導入のための技術的課題の解消については、引き続き再エネの最大限の導入に向けた検討を継続してまいります。 低圧部分供給のためのシステム課題の解消については、今後の国の審議会等の議論内容を踏まえて、適切に対応してまいります。 各種手続きのワンストップ化等の利便性向上については、引き続き系統利用者の皆さまのご要望等を踏まえ、利便性向上に資する業務運営に努めてまいります。
11	マッチング完了後のアンペア変更+容量変更の連絡を徹底してほしい。	当社ではアンペア制を採用しておりませんので、マッチング完了後のアンペア変更や容量変更といった事象は発生しないと考えています。
12	電気工事の情報について、小売電気事業者には教えられないとの回答を受ける場面があり、運用構築や顧客説明に苦慮している場面があるため改善してほしい。	当社では電気工事店さまが新增設等の託送供給のお申し込みをされた場合であっても、小売電気事業者さまよりお問い合わせがあった場合は、工程・進捗状況等の情報をご提供しております。
13	託送や工事申込では、申込方法（システム申請や紙申請）、必要情報・書類、様式、項目、〆切時期を10社統一してほしい。	託送供給に関する申込手続きの簡便化や全国統一したフォーマット等さらなるサービス向上に向けて、他一般送配電事業者と協調し、
14	現状、新設申し込みの際には各地域の一般送配電事業者によって異なる方法で申し込みを行う必要があるが、本項は新電力側の業務負荷低減のために、この対応フローを統一するとともに申込用のシステムを整備してほしい。	いただいたご意見を参考としながら検討してまいります。
15	現状、工事申し込みの際には各地域の一般送配電事業者によって異なる方法で申し込みを行う必要があるが、本項は新電力側の業務負荷低減のために、この対応フローを統一するとともに申込用のシステムを整備してほしい。更に、	

	ご意見	ご意見に対する考え方
	場合によっては小売事業者で立替が必要となる工事費負担金について需要家への直接請求を通常対応としてほしい。	
16	現状、各地域の一般送配電事業者によって SW に必要な日数が異なっており、これを統一化してほしい。	
17	託送ページのお知らせ帳票関係・ダウンロードファイルについて、スクロール形式が見づらい。帳票名も分かりづらい。発電、使用量、高圧を分けて表示できると良い。インバランスの請求書を1か月分まとめてほしい。	
18	新電力事業者の新增設申込み円滑化に資する DX 環境整備に関わる目標設定についても検討してほしい。	
19	一部書面（工事費負担金契約書、各種協定書）で実施している業務についてデジタル化を推進してほしい。	
20	500kW 未満の高圧、低圧の SW 手続き同様、500kW 以上の高圧あるいは特別高圧の需要家についても SW 支援システムを活用した対応を可能としてほしい。	
21	送配電事業者ごとで設備情報照会における表示が相違しているが、統一を希望するので送配電網協議会等での検討を希望。難しい場合、御社の設備情報照会画面の利用状況の詳細説明資料を作成してほしい。	「SW 支援システム取扱マニュアル（設備情報照会）」に沿った項目表示としていますが、いただいたご意見を踏まえて表示相違によるサービス低下が発生していないかを引き続き確認してまいります。
22	託送実量地点に対する容量の記載。	当社はアンペア制を採用しておりませんので、実量制契約に際して事前に契約容量を決定する必要はございません。小売電気事業者さまから需要家さまの電気のご使用実態をご確認いただき、それに応じた契約形態にてお申込みいただくようお願いいたします。
23	設備情報照会結果への SB 制限等の反映ルール化。	SB*制限等の反映ルールについて、SB 制限はアンペア契約において発生するものであり、アンペア制を採用していない当社では発生しないと考えています。 ※SB…アンペア制電灯（又は電力）契約の提供を行っている供給エリアにて設置される取引

	ご意見	ご意見に対する考え方
		用電流制限器。
24	スマートメーターの検針値データについて、順潮流用スマートメーターの帳票「高圧需要者の電力量データ等 00」は xml 形式、逆潮流用スマートメーターの帳票「発電者電力量等のお知らせ 1」は csv 形式と異なる形式になっているが、xml 形式に統一してほしい。	ご指摘いただいたデータ形式については、電力広域的運営推進機関において、確定使用量は xml 形式、発電者の仕訳後の電力量のお知らせ帳票は CSV 形式で提供することとして統一されており、現状は全事業者共通の仕様となっております。
25	小売事業者への各種通知は、Push 型で通知してほしい。	Push 型の通知については、API 連携の導入後に実施可否を含めて検討してまいります。なお、システム障害によるアップロード不良等イレギュラー事象を対象にして、過去から電子メール等による個別通知を実施していますが、引き続き、通知頻度や内容および取組みの効果について検証してまいります。
26	高圧 Web 申込システム（高圧たくそうくん）について、申請の差戻しがあった時に、お知らせメール等は送られず、システムへ都度確認に行かなければ分からないため、差戻しがあった際は自動でお知らせメールを配信してほしい。	いただいたご意見を踏まえて、対応策を検討してまいります。
27	お客様お問合せ窓口のマルチチャネル化及びチャネル連動によるシームレスな対応としてほしい。 例)・コールセンター、チャット、LINE 等での問合せの情報の連携・FAQ やチャットボットでの自己解決率向上	お問合せ窓口については、有人チャットや無人のチャットボットを用いた受付の導入等チャネルの拡大に取り組んでいます。今後も、チャットボットの対応可能範囲拡大や、SNS をはじめとした多様なチャネルを用意すること等により、利便性向上に努めてまいります。
28	幅広いチャネル（電話、メール、チャット、LINE など）で対応することで、お客さまの利便性を向上させるとともに、お客さまとの接点を強化することでニーズ把握の即時性を向上させることができるのではないかと考える。	
29	需要者、小売電気事業者からの問合せに AI を活用することで、自己解決率の向上に繋がるのではないかと考える。	
30	VOC の収集・分析・活用のサイクルについてお客さまに公開することで、お客さまからの信頼度が向上するのではないかと考える。	いただいたご意見を参考に、さらなる顧客満足度の向上に向けた取組みを検討してまいります。
31	託送料金水準や各種申し込み・申し出対応等に対する満足度調査の実施を提案する。	

	ご意見	ご意見に対する考え方
32	<p>再エネ主力電源化やレジリエンス強化に向けた送電設備の拡充や信頼度の維持・向上のための設備の更新のためには、送電工事業界における中長期的な施工力の確保が喫緊かつ重要な課題であり、今回設定された「施工会社の働き方改革につながる環境整備（送電一斉休日など）」や「生産性の向上施策（ドローンの活用・DX など）」、さらには「安全性確保に向けた人材育成（合同研修・教育など）」は大変意義のある活動であり、時宜を得た目標である。</p> <p>社会の重要インフラを担い、かつ特殊な技術・技能を要する職業として、将来の担い手にとって魅力ある業界となるよう、今回策定される事業計画や目標達成状況等を可能な範囲で適宜情報発信し、業界全体で共有のうえ、電力と業界が一体となって目標達成に向け推進していくことが重要と感じる。</p>	<p>労働環境のさらなる改善に向けた様々な施策を検討・展開してまいります。また、新たな託送料金制度下における事業計画の進捗状況等については、適宜情報発信・共有に努めてまいります。</p>
33	<p>変電・制御工事を担う施工業者においても働き手の確保は深刻な問題となっているため、変電・制御分野においても休日確保や時間外低減に向けた工期設定の取組みを展開してほしい。</p>	<p>変電・制御工事においても、休日確保や時間外削減に向け、工事規模に応じた工程の標準化等により、適正な工期設定に努めてまいります。なお、施工会社の皆さまにおかれましても、新たな託送料金制度の趣旨に則り、生産性向上に向けた取組みを共に推進いただきますようお願いいたします。</p>
34	<p>施工会社として、着手時期が大幅に遅れたケースにおいては、確保した要員、資機材が無駄になり、施工会社、協力会社に大きな影響が出るため、大幅に着手時期が遅れる場合には当該時期に代替工事を考慮してほしい。</p>	<p>受注後の工期変更についてはご負担をお掛けしています。出来る限り工期変更が発生しないよう、停電調整を含めた発注精度の向上に引き続き努めるとともに、必要な要員・資機材を持続的に確保する観点から、適正な調達手続きを前提に、対応策を検討してまいります。</p>
35	<p>発注前の精度を向上してほしい。予報件名については、平準化による施工力の確保と低コスト化が図れるよう努力しているが、受注後に工期変更が発生すると、施工力確保に苦慮するだけでなくコスト増となる。</p>	
36	<p>働き方改革に配慮した工期設定の取組みはありがたい。</p> <p>工期設定以外に工事施工時期の平準化を一層進めることで、現場業務の輻輳による負担が軽</p>	<p>特定の時期に工事が集中しないよう、停電状況を考慮しつつ、工事の早期発注や工事の平準化に取り組んでまいります。</p>

	ご意見	ご意見に対する考え方
	減され働き方改革が進むものとする。また、担い手不足により働き方改革が進まない現状もある。魅力ある業界にして若手社員の雇用を進めるうえで、公共工事等の他業種と比較し遜色のない業界となるよう支援してほしい。	
37	年初工事の早期発注や秋季の工事集中の緩和をお願いする。	
38	工事の発注に際して、深夜工事や休日（土、日、祝日）工事を縮減してほしい。若手社員の離職防止ならびに要員定着、確保につなげたい。	労働環境のさらなる改善のため、4週8休の取り組みや、深夜工事・休日工事の抑制等の取り組みにより、適正な工期の確保に努めてまいります。
39	受注者が法令順守や労働者の安全・健康を確保できるように工期を設定してほしい。2024年4月から改正労働基準法「36協定で定める時間外労働の上限規制」が建設業へ適用されるにあたり、発注者側の取組みのしわ寄せが受注者側に及ぶことのないように配慮してほしい。	なお、施工会社の皆さまにおかれましても、新たな託送料金制度の趣旨に則り、生産性向上に向けた取組みを共に推進いただきますようお願いいたします。
40	送変電設備の建設工事に携わる事業者の働き方改革を積極的に推進する観点から「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン（第1次改訂 平成30年7月2日）国土交通省」に準じた取組を幅広く実施（必要経費へのしわ寄せ防止の徹底等）するとともに、事業の費用算定においてもこれらの取組を踏まえたものとして計画してほしい。合わせて、「公共工事標準請負契約約款中央建設業審議会決定（令和元年12月13日改訂）」に則し、より対等な立場での合意に基づく契約条項としてほしい。	工事規模に応じた工程の標準化等の検討による適正な工期設定に引き続き努め、労働環境のさらなる改善を進めてまいります。工事設計においては、人件費に関する社外動向や当社での取引実績等を勘案して積算を行っていますが、今後も市況状況等を把握のうえ、適切な価格設定および契約締結に努めてまいります。なお、施工会社の皆さまにおかれましても、新たな託送料金制度の趣旨に則り、生産性向上に向けた取組みを共に推進いただきますようお願いいたします。
41	4週8休が確実に実現するには、しっかりとした当初設計、4週8休に応じた工期の設定、間接費の設計が必要だと思う。単に休みが増えても、設計金額が上がらないのであれば施工会社はどこかで金額的に無理をしなければならないため、工期や材料費等市場の状況を的確に掴んだ価格を設定してほしい。	4週8休については、設計時に休日を考慮した工期設定をしていますが、今回いただいたご意見を踏まえ、適正な工事設計に引き続き努めてまいります。また、工事単価においては、人件費に関する社外動向や当社での取引実績等を勘案して積算を行っていますが、引き続き市況状況等を把握のうえ、適切な価格設定に努めてまいります。
42	関西送配電が工事積算に使用する単価と実際に稼働する業種別人件費に大きな乖離がある。市場価格と乖離がある単価および交通整理員	

	ご意見	ご意見に対する考え方
	の社会保険料についても適正な水準に見直してほしい。	
43	請負工事契約における歩掛り単価へのガードマンの織り込みが現場実態に合っておらず、実態を反映した単価設定をお願いします。公衆保安対策は年々厳しくなっており、ガードマンの配置人数も増加していることから、安全対策関係費用へ反映してほしい。	
44	将来を見据えると、現場で働く技術員の減少・高齢化が進む中で10年後・20年後に保守できる環境が維持できるのか不安を感じている。現在の状況は、管理会社の監督者の確保又管理会社の維持を強く推奨しているように思え、予報発注件名を含めた全ての工事件名において、入札制度の見直しを行い、受注機会を増やすことで、工事費コストの削減や技術員の確保につながるのではないかと考える。今のままでは建設業の中でも非常に厳しい環境の中で、現場で作業する技術員の育成と技術の継承が維持できるのか不安を感じている。若年層の方をどのように確保し育成するかが今の課題と考える。	いただいたご意見を踏まえ、施工会社の皆さまと協力のうえ、労働環境のさらなる改善に向けて検討してまいります。また、技術員の維持と技術継承を目的とした受注機会の見直し等についても、ご意見を参考に検討してまいります。なお、施工会社の皆さまにおかれましても、新たな託送料金制度の趣旨に則り、生産性向上に向けた取組みを共に推進いただきますようお願いいたします。
45	一般工事について、工期延期となった場合、間接費の一般管理費と同様、安全管理費を見直してほしい。	工期延期に伴う安全管理費の設計変更については、適切に反映するよう努めていますが、お申し出の実態を踏まえ対応方法の見直しを検討してまいります。
46	図面整備を計画的に実施することで、施工会社の働き方向上や発注コストの削減が期待できると考える。	いただいたご意見を参考に、図面の整備および電子化を進めてまいります。
47	各電力会社間での規格の統一や汎用品の採用をお願いします。	コスト低減、レジリエンス強化の観点から、一般送配電事業者10社間で仕様統一に向けた取組みを進めています。汎用品の採用についても、引き続き検討してまいります。
48	個人情報の漏洩が無いように、取扱いを徹底してほしい。	個人情報漏洩防止のため、社内意識啓発を定期的に行うとともに、2022年4月より改正個人情報保護法が施行されることにあわせて、社内ルールの整備や関係各所との連携等を行い、適切な管理体制を構築しています。引き続き、当社社員およびグループ会社・協力会社の社員の

	ご意見	ご意見に対する考え方
		セキュリティ意識向上および個人情報漏洩防止に努めてまいります。
49	<p>「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第三次中間取りまとめ（案）」P5、(b) 目標設定_① 目標設定に当たっての基本的な考え方_ (i) 達成すべき具体的な目標項目①～⑦も踏まえ記載する。</p> <p>①安定供給の点では、需給ひっ迫時、極力、JEPX市場機能を活用した需給の最適化を促進(送配電事業者が保有する電源の市場投入)し、小売事業者が需要家に安定供給を確保できるよう協力してほしい。</p>	<p>国の審議会において、供給力確保のための枠組みとして、各電気事業者の役割や、中長期を見据えた供給力確保の仕組みについての議論が進められており、今後の整理内容を踏まえ、一般送配電事業者としての役割を果たしてまいります。</p>
50	<p>スポット市場の売り入札枯渇時における、同時同量遵守の要請に際しては、最近の制度設計検討状況も踏まえてほしい。</p>	
51	<p>実量契約に対する総合見解。</p>	<p>実量契約は、スマートメーター等で計量された最大需要電力により契約電力を決定するものであり、電気の使用実態をより適切に料金に反映できる方法であると考えています。</p>
52	<p>基本料金/従量料金の割合など、構造的な変化が大きい場合は電力小売ビジネスへの影響も懸念される。そのため、需要家及び小売電気事業者への影響の大きさにかんがみ、電力システム全体に公平な結果となるよう慎重かつ公平な議論を十分透明性を確保した上で、新電力にとってもお客様に十分ご納得いただけるご説明ができるよう、丁寧に進めてほしい。特に託送料金の決定にかかる今後の段取りについては、契約期間が1年以上にわたることも多く、新電力とのお客様にも十分な余裕をもって具体的に示してほしい。</p>	<p>国の審議会等の議論次第となりますが、ご指摘いただきました内容を踏まえ、当社としましても、今後、託送料金の変更に際して、その内容を丁寧に説明してまいりたいと考えています。</p>
53	<p>顧客満足度の一番は、電気の安定供給だと考える。災害時及び緊急事態の停電時などにおいて安定的な電気の供給が求められるため、その体制をしっかりと構築してほしい。</p>	<p>新たな託送料金制度では、一般送配電事業者が達成すべき7つの目標分野の一つに「安定供給」が設けられます。当社は「停電量の維持・低減」や「無電柱化の実施」等の目標を掲げ、当該目標の達成に向けて体制構築を含めた施策を講じてまいります。また、レジリエンス強</p>

	ご意見	ご意見に対する考え方
		化に資する次世代投資にも取り組み、安定供給の確保や停電情報の発信強化に努めてまいります。

2. デジタル化の推進 (20 件)

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	人が介在しない運用については、現場実態との乖離、また技術力、レジリエンス力の低下が生じることの無いよう検討してほしい。	業務のデジタル化を進めるうえでは、現場実態や施工会社さまの困りごとの把握に努め、現場実態に即した対応を行うとともに、技術力やレジリエンスを損なうことのないように検討してまいります。
2	変電所・送電鉄塔等の図面を 3DCAD 化することで、設計時はもとより施工計画時、現場作業前に潜在リスクを発注者・受注者および作業員まで共有できるので、大いにありがたい。	変電所や送電鉄塔および人孔、地下室図面等の 3D 化検討等を進めています。3D 化により設備状況を立体的に可視化させることで、現場調査等の効率化に加え、潜在リスクの見える化による安全性の向上に努めてまいります。
3	送電設備の工事前の効率化を図るため、離隔検討の自動化の促進をお願いする。安全に関する検討に必須となる鉄塔と充電部の実測データの蓄積を鉄塔構造図等の CAD 化により早急に進めてほしい。	安全設備入りの鉄塔図面データの取得や人孔・地下室等の 3D 図面管理の検討等を進め、一層の現場調査等の効率化、安全性の向上に努めてまいります。
4	DX 技術の活用により、業務プロセスの見直しを検討するにあたっては、施工会社におけるプロセスの効率化についても配慮してほしい。	DX 技術の導入検討においては、施工会社さまの効率化も含め検討してまいります。
5	ドローンは、法整備がフェーズごとに順次行われている新たな技術であり、確認事項や制約が多いことから、その辺りまで配慮した発注としてほしい。	ドローンに関する法令については、国における議論状況に注視しつつ、法令上の確認漏れや制約等に留意して発注する仕組みを検討してまいります。
6	送配電設備の点検業務の効率化を図るための MMS による巡視は、高精度な点群データと高解像度の画像取得が可能な MMS を活用することで、設備異常の確認のみならず、工事図面等にも使用可能なデータとなり、効率化に繋がると思う。	DX 技術については、いただいたご意見を参考に、各々の技術動向や費用対効果等を踏まえ、積極的に導入を検討してまいります。
7	地下埋設物の 3D データ化やその利活用による AR で、現場管理の向上を促してはどうか。	
8	送配電設備の現場における危険箇所が可視化できるマップや AR、VR データの提供で安全性を向上させてはどうか。	
9	設備管理の高度化の一環として、電気設備の保全業務の効率化や電気の安定供給の観点からセンサー類とデジタル技術・AI 技術などを組み合わせて、電気設備の不具合の予兆を監視・	

	ご意見	ご意見に対する考え方
	検知するしくみの導入を提案する。	
10	事故個所の早期発見、故障状況が判断出来る装置を導入する事により、早期対応、早期修繕が行え、停電時間の短縮が図られ、顧客満足度の向上に貢献できると考える。	
11	送電線事故の早期復旧に対して、色々な故障の事故点標定結果はもとより、故障時の状況を記録・解析し、原因を特定する事や、気象情報・LLS等の情報を一元管理する事により、今後の事故予測や電力の安定供給が可能となると考える。	
12	帳票などが紙で連携されているケースが多いため、電子化による効率化及び環境面への貢献ができるのではないかと考える。	
13	工事実施時における提出書類部数を削減してほしい。	
14	着工関係書類には社印押印が必須となっているが、押印の省略または決裁権限者の認印等での提出を認めてほしい。納品請求書などについても同様、社印押印の省略を認めてほしい。	
15	デジタル技術の活用によりペーパーレス化(施工計画書、記録表電子印)を図ってほしい。	
16	紙帳票を電子化させたタブレットでの工事施工の導入を提案する。	
17	電力制御システムへの防護装置の導入だけでなく、デジタル化推進に必要な接続点の防御強化に向け網羅的な検討を行うべきではないか。また、24時間365日体制の強化に加え、日々巧妙化するサイバー攻撃に対応するため、セキュリティ専門家を活用し、組織強化する仕組みを取り入れるべきではないか。	
18	「再エネ予測精度向上」再エネの発電予測データについて、一般開示してほしい。国の再エネ導入拡大方針に伴い、本データの開示は系統利用者全体にとってメリットがあると考え。	
19	10社まとめた停電情報の提供サイトを用意してほしい。	いただいたご意見を参考に、電子化・ペーパーレス化に取り組んでまいります。電子提出可能な書類については電子化を進め、また、提出が必要な書類の部数を見直すことにより、負荷軽減に努めるとともに、工事関係書類や納品請求書の社印押印省略化についても検討してまいります。
		デジタル化推進に伴う社外システムとの接続点の増加や新規技術の導入に伴う新たなリスクを踏まえた検討を実施し、組織的・人的・技術的観点で網羅的な対応を進めてまいります。また、日々巧妙化するサイバー攻撃の脅威は、非常に重大なリスクであると考えており、引き続き、セキュリティ専門家にもご協力いただき、組織体制の強化に努めてまいります。
		一般送配電事業者による系統情報の公表については、国の審議会でも検討課題として議論が進められており、今後の整理内容を踏まえて、積極的な情報開示に向け検討してまいります。
		一般送配電事業者10社の停電情報については、以下の公的機関のホームページに掲載され

	ご意見	ご意見に対する考え方
		<p>ていますのでご参照ください。 (電力広域的運営推進機関) https://www.occto.or.jp/site_info/link/index.html (国土交通省) https://www.mlit.go.jp/river/bousai/olympic/helpful07/index.html</p> <p>なお、当社を含めた一般送配電事業者 10 社では、停電情報の発信強化に努め、HP に公開している停電情報の充実や、アプリ等を活用したプッシュ型による停電情報の個別通知等を進めています。これらのサービスは無料をご利用いただけますのでご活用をお願いします。また、当社では、他事業者のアプリ等を通じて停電情報を公開する方策についても検討する予定としています。</p>
20	<p>新サービス提供(スマートメーターデータ提供等)については受益者が限定されるので、託送料金負担とせずに受益者負担が妥当と考える。</p>	<p>新サービスの提供につきましては、「総合資源エネルギー調査会 基本政策分科会 持続可能な電力システム構築小委員会 第二次中間取りまとめ(2021年6月)」の中で、原則、受益者負担と整理されており、その整理に基づき対応してまいります。</p>

3. 安全性への配慮 (7件)

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	活線近接警報器の導入については、ヒューマンエラー防止に寄与できると考える。あわせて停電による安全作業範囲を確保してほしい。	ヒューマンエラー防止に繋がる機器の導入に努めてまいります。また、工事ごとに充電部付近における作業時の離隔検討を実施し、所要離隔の範囲内に作業員や資機材が立入る可能性がある場合は、原則として停電による作業を計画する等、作業の安全確保に努めてまいります。
2	依然として発生する協力会社の感電災害について、ルール厳守最優先のもと、活線に隣接する全工事を停電作業にするといった安全配慮が必要ではないか。	
3	作業現場用レコーダー（Webカメラ等）については、個人情報の取り扱いについて十分に配慮してほしい。	作業現場用レコーダーの活用にあたっては、現場のプライバシーに配慮した活用を検討してまいります。
4	送電線関係の保守で雷撃等による損傷箇所を早期発見する事により、送電線やグラウンドワイヤーの切断、アレスタ破損等による周囲への影響を抑える事が可能であり、安全性の向上を図る事が可能と考える。また、これにより不要な巡視作業等を少なくすることができ、その結果災害数減少を図ることが可能と考える。	雪害や鳥獣害等による設備損傷状況の早期把握により、速やかな復旧が可能となり、レジリエンス向上にも寄与すると考えています。事故点特定の精度を高める技術の適用について検討してまいります。
5	送電線路の巡視路での滑落・転落事故を防止するために巡視路の整備をお願いする。巡視周期や点検周期の延伸により、送配電社員や請負会社が山中の送電設備に行く頻度が減っており、巡視路の荒廃が著しい。巡視路を点検し、必要な箇所は補修等の対策を施し、健全な作業環境を構築して作業員の安全を確保してほしい。	安全に通行ができないおそれのある巡視路については、計画的に整備を進め、作業員の安全確保に努めてまいります。また、レジリエンス強化を目的とした配電設備の無電柱化工事においては、山間部地域等の保守困難箇所や危険箇所を解消することによる作業環境の改善という観点も考慮して、工事箇所を検討してまいります。
6	設備巡視や樹木伐採時の巡視困難地域や危険区域の整備計画の策定と進捗管理を実施してほしい。	
7	阪神・淡路大震災を経験し、電気の必要性を身に染みて感じている。費用の抑制を図る意味から、社員、作業員等の人員の削減による費用削減は図らないでほしい。人材育成に経費を投入し、安全・安心な電気の供給に今後も尽力してほしい。	安全・安定供給の確保に必要な人員を安定的・継続的に確保し、技術技能の継承をたゆまず進めていく等、適切な人的投資を継続するとともに、生産性向上に取り組みながら、安全・安定供給の確保に努めてまいります

4. 環境性への配慮 (7件)

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	「環境性の配慮」項目に対して、「温室効果のない(GWP 1以下)」「無毒」「環境負荷低減可能」などの観点も踏まえた SF6 ガス代替開閉機器導入を検討してほしい。	脱 SF6 ガス機器については、現在 77kV 級の開閉機器に導入しています。今後、上位の電圧階級の開閉機器等への適用拡大を図るべく、開発を進めてまいります。
2	植物油系絶縁油入りの変圧器の導入に向けて、修理の際に鉱油から植物油への油入替の可否について、早急に検討、採用すべきである。	鉱油から植物性油（菜種油）への入れ替えによる変圧器寿命への影響等の検証を進め、植物油系絶縁油の導入を検討してまいります。
3	カーボンニュートラルの観点での取組みとして、環境に配慮した絶縁油（植物油利用、再利用など）の積極的な採用を提案する。	
4	「物流含めサプライチェーンの電化」による CO2 削減目標を掲げてはどうか。	関西電力グループ「ゼロカーボンビジョン 2050」の実現に向け、送配電設備のサプライチェーンを含めたあらゆる機会での脱炭素の取組みを検討してまいります。
5	マンホールをはじめとした地中埋設設備に関する作業の衛生環境向上に向け注力してほしい。	マンホール内に存在する溜水の水浄化技術の調査を進める等、衛生環境向上に資する技術等の調査を進めてまいります。
6	送電ロス率の低減にさらに注力してほしい。省エネにもなる取組みと思料する。	変圧器の取替時には送電ロスの低減についても考慮した設備設計をしています。今後も引き続き送電ロスの低減に考慮した設計を実施してまいります。また、経済合理性や一般送配電事業者 10 社で連携した取組みの有意性等も勘案したうえで、送電損失低減に向けた技術開発等に努めてまいります。
7	損失率の低減の技術開発や商品化等は、経済合理性を考え、10 社協力して推進してほしい。	

5. その他（4件）

	ご意見	ご意見に対する考え方
1	どの目標計画も明らかな成果を出すにはしっかりとした費用をかけなければ出来ないと思うし、そうすべきだと思う。その為に必要なだけ電気料金を上げるべきだと思う。半官だから勝手に値上げできないという事を聞いたことがあるが、半民でもあるわけだから、「人々の生活に欠かすことの出来ないインフラを安全に供給し続けるにはこれだけの費用がかかるんです」でよいのではないか。	掲げた目標を達成するための必要な投資・費用については、引き続きコスト効率化に最大限努めることで、社会的便益の最大化を目指してまいります。
2	新しい託送料金制度について感じることでして「超過利潤が大きい場合は料金変更命令」とあるがどの程度の利潤を指しているのか。また、これによってステークホルダー（配電事業者、施工業者）の利潤を上げる努力が報われない仕組みとならないか。それがイノベーションの妨げにならないか。さらに、利潤を還元されるべき株主は、現在のところ親会社である電力会社であるが、仮に株式上場した場合大きく儲けることのできない企業に投資する投資家はいるだろうか。株主から見て魅力のある企業だろうか。	新たな託送料金制度においては、外生的要因で生じる電力需要や制御不能費用の変動により、収入または制御不能費用の計画値と実績値の乖離額が収入上限の5%を超過した場合に、規制期間の期中で料金改定が行われる仕組みとなっています。他方、効率化インセンティブの観点から、事業者の効率化努力により利益が生じた場合、その利益を留保することが可能な仕組みとなっています。当社としましては、イノベーション推進と効率化を両立し、サービスレベルを向上させることで、投資家を含めたステークホルダーの皆さまにとって魅力ある企業を目指したいと考えています。
3	十分ご対応いただいております。ありがとうございます。	引き続きサービスレベルの向上とともに効率化や生産性向上に努めてまいります。
4	特にございません。	

以上